

九環協の新たな挑戦

－福岡県地球温暖化防止活動推進センターの指定を受けて－

越智信雄*

1. 県センター指定までの経過

1997年に京都で開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの削減を盛り込んだ京都議定書が採択されたことを受けて、「地球温暖化対策の推進に関する法律（1998年10月法律第117号、2002年6月一部改正）」（以下、「法律」という。）が施行されました。

この法律では第24条に基づき、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する目的で、公益法人又はNPO法人の申請により、国と都道府県がそれぞれ一つに限って「地球温暖化防止活動推進センター」を指定設置して対策を進めるよう定めています。

福岡県は2003年8月18日から9月8日の期

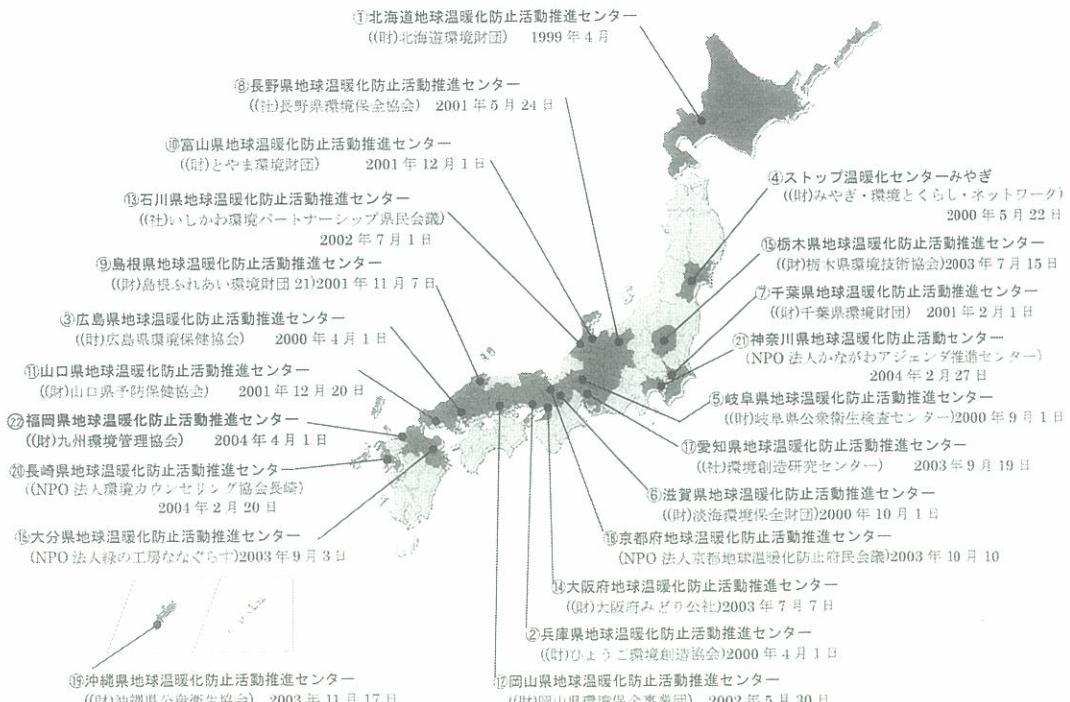


図1 都道府県地球温暖化防止活動推進センターの設置状況（2004年2月現在）

* (財)九州環境管理協会 福岡県地球温暖化防止活動推進センター 主管

間で、「福岡県地球温暖化防止活動推進センター」（以下、県センターという。）の運営団体を一般公募し、当協会を含めた7団体（うち6団体は環境NPO）が応募しました。

応募団体はいずれも県内で2年以上、地球温暖化対策に関する活動歴をもつ団体で、県民への情報発信や官民のネットワーク構築の具体案、独自の地球温暖化防止事業をまとめた計画書を提出し、プレゼンテーションを行った後、有識者らでつくる評価委員会が活動実

績や提案事業の内容を審査し、1団体を選定しました。財団法人九州環境管理協会は、このような経過から平成15年12月11日、福岡県知事より県センターとして指定通知書が交付されました。指定期間は平成16年4月1日から平成21年3月31日までの5年間です。

2. 県センターに求められる役割と機能

地球温暖化防止活動推進センターとは、法律第24条2に、①地球温暖化対策に関する啓

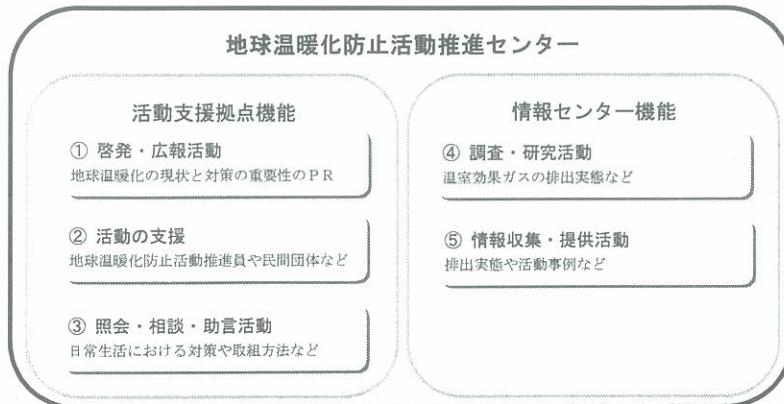


図2 地球温暖化防止活動推進センターの役割と機能

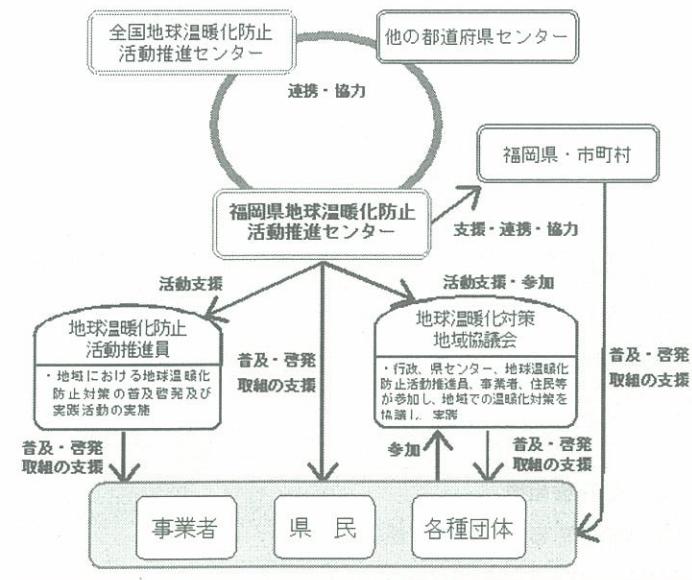


図3 県センターの活動ネットワーク図

発・広報、②地球温暖化防止活動推進員や地球温暖化対策の活動を行う民間団体の活動の支援、③照会・相談・助言、④日常生活にともなう温室効果ガスの排出実態の調査・研究、⑤情報の収集提供などを行う機関とされています。

これより県センターに求められる基本的な機能としては、活動支援拠点機能と情報センター機能の2つに大きく分けられ、この機能を発揮するには情報収集発信力、コンサルティング力、コーディネート力が必要と考えます。こうした基本的機能や必要な能力は、当協会が從来から行っている環境保全や環境啓発等に関する各種業務の中で培ってきましたが、今回の県センター指定を契機に、さらに地域密着型のきめ細やかな地球温暖化防止活動を行い、その力を付けていきたいと考えています。

3. 県センターの運営等について

県センターについては、パートナーシップ型の運営が求められています。事務所の開設場所や事務局、運営組織等は概ね次のとおりです。

(1) 県センター事務所の開設場所

当面は、協会本部事務所内の一画を県センター事務所として開設します。

(2) 県センターの事務局

理事長がセンター長を兼務し、事務局は新たに設置する「福岡県地球温暖化防止活動推進センター」内に置きます。

(3) 県センターの外部運営組織

県センター事業の検討や事業の実施方法等についての指導・助言、提案等を得るために、学識経験者や国等の関係機関、企業代表、

NPOの代表、県、市町村代表で組織する「福岡県地球温暖化防止活動推進センター運営委員会」を設置し、運営の透明性を確保して、県民の目線に合った効果的な事業の展開を目指します。

4. 県内市町村の地球温暖化対策の現状

(1) 県内の二酸化炭素排出量

福岡県で排出されている二酸化炭素は、2000年度現在で約59百万トン(CO₂換算)と推定されます。これは日本全体の排出量に対して約5%を占め、特に工業プロセス部門(セメント製造など)と産業部門からの排出割合が大きいのが本県の特徴となっています。

2000年度までの変化をみると、総排出量は1990年度と比べ0.3%増えています。各部門でみると、産業部門は約9%減少しましたが、県民のくらしや生活活動に関連した民生部門は、家庭系が8%、業務系が9%増え、自動車などの運輸部門は32%と大幅に増加しています。これより、県センターとしては、特に民生と運輸部門の地球温暖化対策が進むよう、各主体の活動支援や必要な情報等の提供

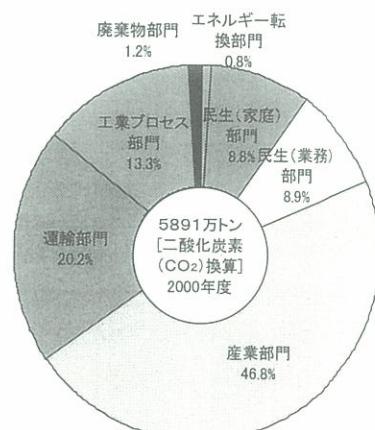


図4 福岡県のCO₂排出構造(2000年度)

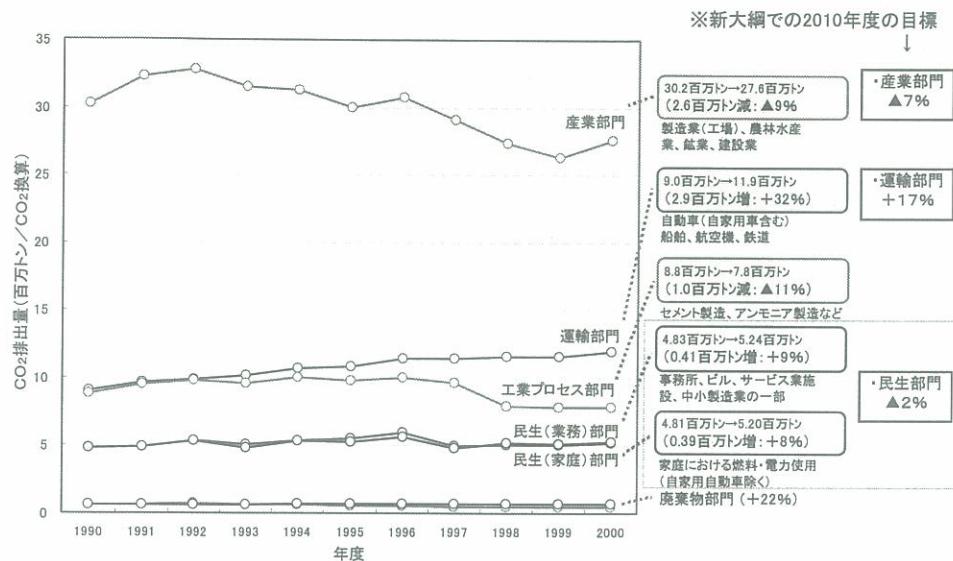


図5 福岡県の部門別CO₂排出量の推移

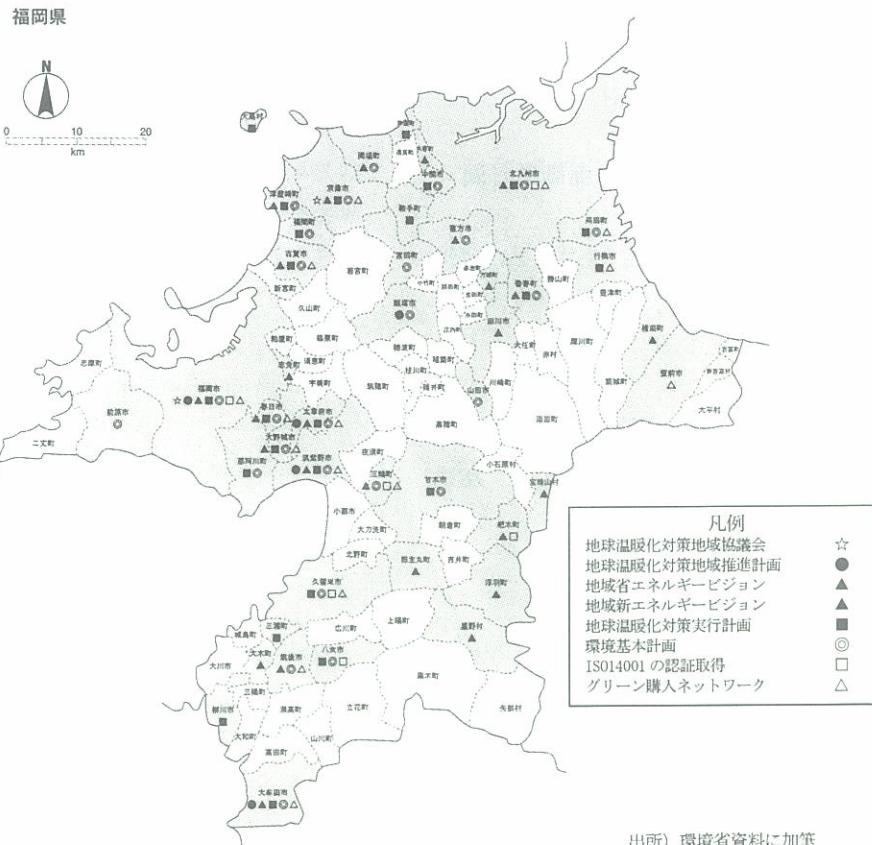


図6 県内自治体の地球温暖化対策に係る取組状況（平成15年10月1日現在、策定中を含む）

を行っていきます。

(2) 県内市町村の取組状況

地球温暖化対策に係る諸計画の策定状況や地球温暖化対策地域協議会の設置状況、ISO14001の認証取得状況などから、県内市町村の対策現状を図に示しました。

これをみると、県内96市町村のうち、法律に基づく地球温暖化対策地域協議会を設置しているのは2自治体(2%)に止まり、地球温暖化対策実行計画も22自治体(23%)で、県内自治体の地球温暖化対策の取組は必ずしも十分進んでいるとはいえません。

こうした現状から、地域協議会の設立支援や実行計画の策定・評価の支援は県センターが行うべき重要なミッションと考えられます。

5. 県センターの平成16年度事業計画 (案)

県センターが行う事業は、先に示した運営委員会での承認を受けて決定されますが、現時点では想定している16年度事業は次のとおりです。

(1) 地球温暖化対策に関する情報発信、相談事業

① 地球温暖化関連情報の総合的発信

県センターホームページを作成し、福岡県の地球温暖化の現状とその対策、県内企業(製造者、販売業者)及び大学等が保有する地球温暖化関連技術や製品を活用した地球温暖化対策関連技術情報及び各機関における各種補助制度など地球温暖化問題に関する情報を一元的に発信します。

- ホームページによる情報発信
 - ・県内のエネルギー消費・CO₂情報
 - ・県内の地球温暖化防止活動事例
 - ・県・市町村の地球温暖化関連施策など
- 県内企業・大学等が保有する温暖化対策関連技術情報の収集及び発信

② 地球温暖化問題に関する各種相談・活動支援

相談コーナー、電話、電子メールにより、県民、事業者、NPO、市町村等から、地球温暖化問題の現状とその具体的対策、活動支援のための各種補助金の活用方法、省エネ・新エネに関する技術や製品など温暖化問題に関する様々な相談に応じます。さらに、NPO、自治会、学校等が行う地球温暖化対策活動を支援するため、出前講座による講師等指導者を無償で派遣するとともに、必要な学習教材、啓発資料などの貸し出しサービスを実施します。

- 県民・NPO等団体・行政・事業者からの相談対応
- 普及啓発・学習資材の貸出支援
- 出前講座等の学習支援

③ 情報誌の定期発行

県内の地球温暖化の現状や、県民、NPO、企業及び行政における活動情報などを記載した情報誌を年2回発行します。

- 情報誌の定期発行

(2) 地球温暖化対策に取り組むNPO、企業、行政とのネットワーク事業

①ネットワークの構築

NPO、企業及び行政における情報や課題等の共有化を図るとともに、連携した取組を促すため、事前調査を行った上で、地球温暖化関連活動団体、企業、行政のセミナーを開催します。また、このようなセミナーを通じて県内の地球温暖化活動団体のネットワーク化を図ります。

- 企業・行政・NPO等の活動内容の把握
- ネットワーク化のためHP上に情報交流サイト設置
- セミナー等共同企画事業の実施

②地域協議会設立支援事業

地域レベルでの、県民、事業者、行政の連携した取組を推進するため、各市町村に対し、法律に規定する地域協議会設立を働きかけます。地球温暖化対策に関する情報の提供、課題及び構築したネットワークを通じて、協議会の枠組みの提案、県民団体や事業者団体との調整を行って、設立に向けた支援を行います。

- 関連情報の収集・整理
- 情報提供と個別相談への対応

(3) 県内温室効果ガス排出量及び施策効果度調査

県内の温室効果ガスの排出量調査及び温室効果ガス排出量将来予測、温室効果ガスを多く排出する企業の実態調査を実施し、地球温

暖化対策検討のための基礎的な情報の収集と県民、事業者等に情報を発信します。

- エネルギー多量消費企業の実態調査
- 温室効果ガス排出量の算定・分析及び将来予測

(4) センター開設記念シンポジウム開催

地球温暖化防止に向けたライフスタイル転換を呼びかけるとともに、地球温暖化センターの開設を県民に広報するため、地球温暖化防止のシンポジウムを開催します。このシンポジウムでは、基調講演やパネルディスカッションのほか、地球温暖化対策の一貫として低公害車の普及を図る目的で低公害車フェアの実施、ブースを設けて各活動団体や企業の取組の紹介も行います。

- センター開設式典及び地球温暖化防止シンポジウム開催
- 低公害車フェア同時開催

(5) 家庭や中小企業に対する省エネルギー診断

①一般家庭に対する省エネルギー診断無料サービス

一般家庭からの具体的な省エネルギー対策の問い合わせに対して、簡易な技術指導を行うとともに、専門知識を有する省エネルギー診断士の派遣サービスを行い、各家庭の実情を踏まえた具体的な対策方法とその効果を提示し、併せて省エネ製品や補助制度の紹介を行います。また、省エネルギー診断結果は、出来るだけホームページ等で公開していきます。

②中小企業等からの高度な省エネルギー対策についての対応サービス

中小企業等の高度な技術を要する省エネルギー対策については、(財)省エネルギーセンターと連携して技術指導を行うほか、ESCO事業者や類似の先進事例を紹介します。

- 一般家庭に対する省エネルギー診断無料サービスの実施
- 中小企業等からの高度な省エネルギー対策についての相談対応

(6) グリーン購入ネットワークを利用した省エネルギー製品の普及

①グリーン購入ネットワークへの入会促進活動

グリーン購入ネットワークの目的は、県センターの目的と重なる部分が多いいため、連携した活動を進め、将来的には福岡県におけるグリーン購入ネットワークの地域支部の設置を目指します。平成16年度はGPN本部が行う講演会や展示会、地域フォーラムの開催などを支援すると共に、入会した企業や自治体のリストはホームページ上で公開していきます。

②グリーン購入の促進

行政や企業に対して省エネルギー製品の普及を促進するため、商品情報の提供や啓発パンフレットの配布、出前講座などによる普及啓発活動を行います。

- GPN福岡地域ネットワーク事務局開設を目指した普及啓発活動
- グリーン購入の情報提供と個別相談への対応

(7) 地球温暖化防止活動推進員の養成をはじめとした、主体別エネルギー・環境教育講座の開催

①地球温暖化防止活動推進員候補者の養成講座開催

地域における地球温暖化防止対策の推進を図るために、推進員候補者を対象に養成講座を開催します。また、次年度以降は、委嘱された推進員のレベルアップを図るための講習会や様々な活動支援を行っていきます。

②行政・企業・NPO等民間団体の環境担当者を対象としたエネルギー・環境教育講座開催

当協会がNEDO、九州大学（先導物質化学研究所）との3者主催で行ってきた「エネルギー・環境政策講座」の内容・対象者を拡充する形で、滞在型の環境教育講座を開催します。

③一般県民と子どもを対象とした環境学習講座の開催

当協会が継続的に実施している小中学生対象の「科学実験講座」やその保護者対象の「環境問題講演会」において、地球温暖化防止、省エネルギー・新エネルギーをテーマとしたものを拡充する形で、学習講座を開催します。

- 地球温暖化防止推進員候補者養成講座の開催
- 行政・企業・NPO等民間団体の環境担当者を対象としたエネルギー・環境学習講座の開催
- 県民・児童・生徒を対象とした環境学習講座の開催

(8) ITを活用した福岡県版環境家計簿ソフトの作成と環境家計簿コンテストの実施

①福岡県版環境家計簿ソフトの作成

福岡県版環境家計簿の作成に加えて、一般県民を対象に、ホームページ上から簡単にダウンロードして利用できる環境家計簿ソフトを作成します。利用方法としては、利用者が始めに会員登録をした後、エネルギー等の使用データと取組行動を入力し、そのデータがセンターに蓄積されて、県民のエネルギー消費量の解析ができるシステムを構築します。

②環境家計簿コンテストの企画・実施

家庭内での省エネルギーの取組を競うコンテストを企画・実施し、優秀な省エネ行動やその効果については、様々なツールで情報公

開し、県民の意識向上に繋げていきます。

- 福岡県環境家計簿の作成及び普及啓発
- 環境家計簿ソフトの作成
- コンテストの企画・実施

6. 九環協の新たな挑戦

スタートを切る16年度は、九環協にとって新しいチャレンジの年になるとを考えています。

ウイングを広げ、行政（国、県及び市町村）、企業、NPO等民間団体、学校など各セクターとの良好な協力関係を築く。そして、それぞれの得意分野を活かした形で県センター事業に参画できる場と機会を提供する。そういうことを心がけて、県センターとしての機能と役割を果たし、地域社会に貢献していくたいと考えています。